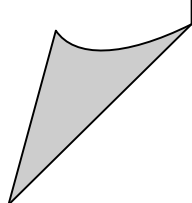


東京都北区議会

平成 22 年第 3 回定例会で可決した意見書

- ・ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
 - ・ 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
 - ・ 児童相談所の特別区への早期移管を求める意見書
 - ・ 子ども施策充実にかかわる国庫補助金に関する意見書
 - ・ 総合的な自殺対策の強化並びに加速推進を求める意見書
 - ・ 今後の保育制度改革に関する意見書
 - ・ 地上デジタル放送に関する意見書
- 

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

区内の小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、生活基盤は圧迫され続けている。

こうした中、東京都が実施している固定資産税及び都市計画税の軽減措置は、地価の高水準等による区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者の事業継続や経営内容の健全化への大きな支えとなっている。

東京都が財政を優先し、これらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経営を悪化させ、区民の生活に与える影響は大きい。さらには、地域社会の活性化や日本経済の景気回復にも影響を及ぼすことが危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、区民の税負担感に配慮し、左記事項を平成二十三年度以降も継続するよう求めるものである。

記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- 三、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

東京都知事 石原 慎太郎 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手であり、その充実が求められている。

子どもたちを取り巻く貧困・格差問題が深刻化している今、国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域間格差をもたらし、教育の機会均等の保障、良好な教育環境の維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、わが国の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員及び栄養職員の給与費負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣	菅 直人 殿
総務大臣	片山 善博 殿
財務大臣	野田 佳彦 殿
文部科学大臣	高木 義明 殿

児童相談所の特別区への早期移管を求める意見書

児童虐待事件が後を絶つことなく頻発している。過日、検挙数も平成二十二年上半期で過去最多の百八十一件にのぼっていると警察庁が発表した。本年七月には大阪市で母親が幼児二人を遺棄し死亡させるとい痛ましい事件が起き、東京都内でも本年一月には江戸川区で小学校一年生（七歳）の男児が継父と母親の暴行で死亡するという事件も起きている。

特に江戸川区で起きた児童虐待事件は、当該児童を診察した医療機関、及び児童が通う小学校からも、同区立子ども家庭支援センターを経由して児童相談所に情報提供があったにもかかわらず、結局、それらの情報が共有されず最悪の事態を招いている。

児童相談所は、現在、東京都の所管事務ではあるが、東京都と特別区との事務移管協議の場でも、児童相談所の特別区への移管についてはしばしば論議の俎上に上り、移管の方向で都区が一致し具体化の検討に入ることになっている。本年六月に開催された「第二十五回都区のあり方検討委員会幹事会」では、特別区側が本問題を取り上げ、「都が所管する児童相談所と区が所管する子ども家庭支援センターの連携不足等からあってはならない事故が発生している」とし、一刻も早い特別区への移管を求めている。

よって、本区議会は東京都に対し、児童虐待による不幸な事件の再発を防止し、仮にその兆候が発見された場合に速やかに対処するため、国に対して関係する法令の整備を求めること、及び児童相談所の体制の拡充、関連施設の連携強化をするとともに、住民に密着して児童福祉など関係行政を進めている特別区に、児童相談所を財源も併せて一刻も早く移管することを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

東京都知事 石原 慎太郎 殿

子ども施策充実にかわる国庫補助金に関する意見書

安心して子どもを生み育てる事と仕事の両立支援や、教育環境の整備など、現在、国、地方自治体をあげて積極的に取り組んでいるところであるが、施策の推進にあたっては、国庫補助金の充実は欠くことのできない基盤である。

この間政府は、妊婦健康診査充実のための国庫補助金の拡充や民間保育所等を整備する「安心子ども基金」の創設・継続、また、小中学校の耐震補強工事の地震防災対策特別措置法に基づき、公立小中学校の国庫補助率の引き上げ等を推進してきたところである。

しかしながら、これらはいずれも、平成二十二年度までの時限措置となっており、そのため、事業の円滑な実施にむけ、引き続きの財政措置が望まれている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、子ども施策の推進にかかわり、国庫補助金の継続、充実を求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿

総合的な自殺対策の強化並びに加速推進を求める意見書

平成十八年に「自殺対策基本法」が成立し、翌年、「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。本年の一月には、「いのちを守る自殺対策緊急アクション」が発表され、国をあげて自殺防止の様々な施策を実施している。

しかしながら、警察庁の自殺統計によると昨年の全国での自殺者は、前年比一・八％増の三万一千八百四十五人と十二年間連続で二万人を超え、過去五番目の多さであった。一日平均で九十一人近い、尊い命が失われ、特に、二十代から三十代までの自殺率は、過去最悪の結果となった。

同統計では、生活苦や失業による若者の自殺増加の背景にある社会的要因にまで目を向けており、今後には、失業者の雇用やセーフティネット対策を進め、自殺増加に歯止めをかけることが求められている。また、自殺予防総合対策センターによれば、自殺予防対策をより実効性のあるものにしていくためには、自殺リスクの高い人に焦点を当てた対策が必要不可欠と言われている。

よって、本区議会は政府に対し、現下の経済情勢から、国が、地域における自殺対策を最重要課題に位置づけ、主導的な役割を担いながら、様々な理由に依って、追いつまなかった人に対するセーフティネットの一環として、総合的な自殺対策の強化・推進を急ぐため、左記事項を求めるものとする。

記

- 一、今後の自殺対策は、国や自治体などの支援者本位はもとより、当事者や現場本位の対策にも目を向け、国として自殺の実態解明をさらに進め、その調査研究の成果に基づいた具体的な対策を示すこと。
- 二、中長期的には、コンスタントで総合的な相談が二十四時間二百六十五日、受けられるよう「自殺未遂者や自死遺族への心のケアなど適切に支援し、専門分野」との相談窓口の連携及び拡充を図ること。
- 三、インターネット情報に基づく自殺予告や他の危害を「えん硫化水素による自殺などの有害情報事案に対する技術的な対応を拡充し、鉄道駅のホームドア設置など自殺の多発する危険な場所対策や自殺に用いられる薬品等の規制など包括的な対策を講ずること。

四、企業診断や特定健診において、ストレスチェックを義務検査項目として中高年のうちの早期発見、早期治療につなげる対策を実施すること。

五、「地域自殺対策整備強化基金」では、相談体制の拡充に係る人件費は、対象にならないため、地域の実情に合った柔軟な対応が出来るように改善し、併せて必要かつ継続的な財政措置の拡充も行うこと。

右 地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣	菅 直人 殿
厚生労働大臣	細川 律夫 殿
内閣府自殺対策担当大臣	岡崎 トミ子 殿

今後の保育制度改革に関する意見書

急激な少子化が進行する中、子どもを安心して生み育てる環境の整備は、重要であり、なかでも待機児童対策を含む保育施策の充実、喫緊の課題であるが、この長引く不況の影響により保育所に入れない待機児童は、今年四月一日時点で、全国で、二万六千人を超え、三年連続で増加し、東京では、最多の八千四百三十五人という深刻な数値になった。

最近、両親が共にフルタイムで働いても保育園に入れない厳しい状況から「保育難民」という言葉まで生まれ、保育、子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

こうした中、国の保育制度改革の議論では、直接契約方式の導入や最低基準の見直し、さらには、「保育に欠ける」という入所要件の撤廃まで取りざたされており、現在、検討されている内容は、効率だけが優先され、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながりかねなく、経済的な問題から子ども達が必要な保育を受ける事が出来ない状況も生じ、公的な責任が、後退する恐れも懸念されている。

よって、本区議会は政府に対し、今後の保育制度改革では、まず子どもの立場に立ち、地域の実情を踏まえた上で、保育の質をしっかりと守りながら、全ての子ども達の健やかな育ちを保障し、子育て支援や保育環境を拡充していくために左記事項を強く求めるものである。

記

- 一、今日までの保育制度が果たしてきた役割を踏まえ、今後のあり方の検討に当たっては、児童福祉法の理念が崩壊しないように、実施責任を持つ地方自治体や保育団体との意見交換など十分に行い、理解を得ながら進めること。
- 二、保育需要の増大がこれからも予想される中、地方自治体が、認可保育園の新設や待機児解消に向けた取り組みが出来るように、国が必要な予算措置を取り、安定した財源を確保すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直人 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿

地上デジタル放送に関する意見書

二〇一一年（平成二十三年）七月に地上テレビジョン放送は、地上デジタル放送へ完全移行し、地上アナログ放送の終了が予定されている。

しかし、総務省の調査では、地上デジタル放送対応受信機の全世界普及率は本年三月時点で八十三・八％となっているが、同じ調査によれば、年収二百万円未満の世帯は六十七・五％の普及にとどまっている。大都市の集合住宅などでは、地デジ対応済みの共聴設備が四割台にとどまっている問題もあり、順調に進んでいるとはいえない現状である。

また、新たな経済的負担が困難な低所得者への支援も一部に限られており、期限内にすべての視聴者が地上デジタル放送の受信を可能にするためには、受信機器購入等に係る支援対象の拡大など、受信環境整備への支援をより一層充実・強化することが求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、左記事項を求めるものである。

記

- 一、完全移行に当たっては、新たな難視聴地域を発生させないよう、適切に対応すること。
- 二、生活保護世帯などを対象にしたチューナーの無償給付、アンテナの設置等の支援策については、その対象を市町村民税非課税世帯に広げるなど、拡大すること。
- 三、自主共聴施設などのデジタル化改修で生じる視聴者負担への助成制度を設けること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
厚生労働大臣	細川律夫殿
経済産業大臣	大畠章宏殿